

経済産業省関係特定保守製品に関する省令 別表第二				点検内容の解説	主要な安全視点	
特定保守製品の区分	型式の区分		点検基準			
	要素	区分	点検項目			点検内容
半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器	共通の事項	-	排気筒先端の設置状態 (構造上確認できない箇所 に設置されているものを除く。)	排気筒先端が屋外に出ていること。	排気筒先端が屋外に確実に 出ていることを目視で確認 する(波板囲いをしてある 場合は屋内とみなされる。 このため、排気筒先端は 波板囲いの外へ出すよう 指摘する。)	排気筒の不具合は、不完全燃焼(さらには一酸化炭素による中毒事故)、火災の原因となる。
			機器及び排気筒先端周辺の可燃物の有無	機器又は排気筒先端の周辺に可燃物(建物その他の構造物は除く。)がないこと。	機器周辺、排気筒先端周辺の所定の距離内に紙、木材、引火性危険物、エアコンの室外機などの可燃物がないことを目視で確認する。また、排気筒先端に可燃物が絡まっていないことを目視で確認する。	可燃物への着火による火災を防止するため、法令などに定められた適切な距離が確保されている必要がある。
			機器と排気筒の接続部の状態	(1) 機器と排気筒が確実に接続されていること。 (2) 機器と排気筒の接続部に孔あきその他の接続の不具合がないこと。	(1) 機器と排気筒の接続部が止め金具などで確実に接続されていることを目視等で確認する。 (2) 機器と排気筒の接続部に孔あき、隙間などの接続の不具合がないことを目視等で確認する。	機器と排気筒の接続不具合は、屋内への排気漏れ、給気不足から不完全燃焼(さらには一酸化炭素による中毒事故)、火災の原因となる。
			機器とガス配管の接続部の状態	機器とガス配管の接続部からガス漏れがないこと。	機器とガス配管の接続部からガス漏れがないことをガス漏れ検知器、漏洩液などで確認する(設置機器に供給されているガス圧にて確認する。)	ガス漏れがある場合、接続部の部品(パッキンなど)の劣化が疑われる。ガス漏れが進行すると、ガス爆発、火災の原因となる。
			機器のガス通路部	機器のガス接続口から給水自動ガス弁までのガス通路部のうち、弁の出口以外の部分からガス漏れがないこと。	機器のガス接続口から給水自動ガス弁までのガス通路部のうち、弁の出口以外の部分からガス漏れがないことをガス漏れ検知器、漏洩液などで確認する(設置機器に供給されているガス圧にて確認する。)	ガス漏れがある場合、接続部の部品(パッキンなど)の劣化が疑われる。ガス漏れが進行すると、ガス爆発、火災の原因となる。
			水通路部の状態	水通路部又はその接続口から水漏れがないこと。	水通路部又はその接続口から水漏れがないことを目視で確認する(設置機器に供給されている水圧にて確認する。)	・水漏れがある場合、水通路部又は接続部の劣化が疑われる。 ・漏れ出た水がつたって電気系統の劣化に影響するおそれがある。
			点火装置及び消火装置の状態	(1) 点火時に異常がないこと。 (2) 停止時に速やかに消火されること又は残火がないこと。	(1) 点火時、確実に着火し、爆発的な異常音や点火不良による炎あふれがないことを目視及び傾聴で確認する。 (2) 停止時に速やかに消火されること又は残火がないことを目視で確認する。	・点火に異常がある場合、点火装置の劣化が疑われる。何度も点火を試みた結果、爆発焼損事故が起こるおそれがある。 ・消火の遅れが極端になると火傷事故に至るおそれがある。残火があると過熱から火災の原因となるおそれがある。
			不正改造防止	安全装置が不正改造されていないこと。	安全装置が不正改造されていないことを目視で確認する。	立消え安全装置、不完全燃焼防止装置、過熱防止装置、排気あふれ安全装置などの安全装置の不正改造によって安全装置が機能しなくなるおそれがある。

暖房部の有無	(1) あるもの	熱媒体通路部の状態	熱媒体通路部又はその接続口から熱媒体の漏れがないこと。	機器内部及び機器の接続口より熱媒体漏れがないことを目視、触手などで確認する(暖房ポンプ運転時の状態で確認する。)	・漏れがある場合、熱媒体通路部又は接続部の劣化が疑われる。 ・漏れ出た熱媒体が伝って電気系統の劣化に影響するおそれがある。
		燃焼状態	暖房部の負荷及び設定温度を最大にした上で、給湯量を最大かつ出湯温度を最高にして給湯した場合、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0.1パーセント以下であること。	暖房部の負荷及び暖房設定温度を最大にした上で、給湯量を最大かつ出湯温度を最高にして給湯した場合、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0.1パーセント以下であることを、排ガス測定器で確認する。測定場所、測定方法などについては機器の特性に合わせて点検の手引きで指定する。 (参考) 平成23年6月30日までに製造・輸入された製品は、0.2パーセント以下であること。 平成23年7月1日以降に製造・輸入された製品は、0.1パーセント以下であること。	排ガス中の一酸化炭素濃度が規定値より高い場合、熱交換器の経年劣化(目詰まり等)、給排気筒の閉塞が疑われる。
	(2) ないもの	燃焼状態	給湯量を最大かつ出湯温度を最高にして給湯した場合、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0.1パーセント以下であること。	給湯量を最大にして、かつ、出湯温度を最高にして給湯した場合、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0.1パーセント以下であることを、排ガス測定器で確認する。測定場所、測定方法などについては機器の特性に合わせて点検の手引きで指定する。 (参考) 平成20年3月31日までに製造・輸入された自然排気式不完全燃焼防止装置のない製品は、0.08パーセント以下であること。 平成20年3月31日までに製造・輸入された自然排気式不完全燃焼装置付き製品は0.2パーセント以下であること。 平成20年4月1日以降に製造・輸入された製品は、0.1パーセント以下であること。	排ガス中の一酸化炭素濃度が規定値より高い場合、熱交換器の経年劣化(目詰まり等)、給気用フィルターの閉塞、排気筒の閉塞が疑われる。
給排気の方法	(1) 自然排気式のもの	—	—	—	—
	(2) 強制排気式のもの	機器の外観	(1) 給気用フィルターがほこり、油により閉塞していないこと。 (2) 差し込みプラグにほこりが堆積していないこと。	(1) 給気用フィルターがほこり、油により塞がっていないことを目視で確認する。 (2) コンセントと差し込みプラグの隙間などにほこりが堆積していないことを目視で確認する。	(1) 給気用フィルターの目詰まりによる給気不足は、不完全燃焼(さらには一酸化炭素による中毒事故)の原因となる。 (2) トラッキングによる発火が、火災の原因となるおそれがある。
		出湯温度(出湯温度を設定できるものに限る。)	設定した出湯温度と著しく異なる水温で給湯しないこと。	出湯温度を40度に設定して出湯させ、給湯温度が安定後40度と著しく異なる水温で給湯されていないことを手による感覚で確認する(リモコンなどで自動温度制御できるもの。)	極端に熱い場合は火傷事故の原因となるおそれがある。

不完全燃焼を防止する機能に係る検知部の機構	(1) COセンサー式のもの	不完全燃焼防止装置の状態(構造上確認できない箇所)に設置されているものを除く。	(1) 不完全燃焼防止装置が機器に確実に固定されていること。 (2) COセンサーが使用限度を超えていないこと。	(1) 不完全燃焼防止装置が機器に確実に固定されていることを目視で確認する。 (2) COセンサーが使用時間(燃焼時間など)の限度を超えていないことを確認する。COセンサーの許容使用時間について手引きに明記し、使用許容について判断する。	装置の位置づれや、COセンサーの使用時間限度越えは、不完全燃焼防止装置の動作不良の原因となる。
	(2) その他のもの	不完全燃焼防止装置の状態(構造上確認できない箇所)に設置されているものを除く。	不完全燃焼防止装置が機器に確実に固定されていること。	不完全燃焼防止装置が機器に確実に固定されていることを目視で確認する。	装置が位置づれしていると不完全燃焼防止装置の動作不良の原因となる。

経済産業省関係特定保守製品に関する省令 別表第二						
特定保守製品の区分	型式の区分		点検基準		点検内容の解説	主要な安全視点
	要素	区分	点検項目	点検内容		
開放燃焼式 ガス瞬間湯沸器	共通の 事項	—	設置位置	機器の設置位置がこんろの直上から外れていること。	機器の設置位置がこんろの直上から外れていることを目視で確認する。	ガス湯沸器がこんろの真上に設置されると、こんろの燃焼排ガス、調理の際の蒸気や油を吸引して、不完全燃焼の原因となる。
			機器周辺の可燃物の有無	機器周辺に可燃物(建物その他の構造物は除く。)がないこと。	機器の周辺に可燃物がないことを目視で確認する(布巾などの可燃物が機器の離隔距離以内でないことなど。)	可燃物への着火による火災を防止するため、適切な距離が確保されている必要がある。
			機器とガス配管の接続部の状態	機器とガス配管の接続部からガス漏れがないこと。	機器とガス配管の接続部からガス漏れがないことをガス漏れ検知器、漏洩液などで確認する(設置機器に供給されているガス圧にて確認する。)	ガス漏れがある場合、接続部の部品(パッキンなど)の劣化が疑われる。ガス漏れが進行すると、ガス爆発、火災の原因となる。
			機器のガス通路部	機器のガス接続口から給水自動ガス弁までのガス通路部のうち、弁の出口以外の部分からガス漏れがないこと。	機器のガス接続口から給水自動ガス弁までのガス通路部のうち、弁の出口以外の部分からガス漏れがないことをガス漏れ検知器、漏洩液などで確認する(設置機器に供給されているガス圧にて確認する。)	ガス漏れがある場合、接続部の部品(パッキンなど)の劣化が疑われる。ガス漏れが進行すると、ガス爆発、火災の原因となる。
			水通路部の状態	水通路部又はその接続口から水漏れがないこと。	水通路部又はその接続口から水漏れがないことを目視で確認する(設置機器に供給されている水圧にて確認する。)	・水漏れがある場合、水通路部又は接続部の劣化が疑われる。 ・漏れ出た水がたまって電気系統の劣化に影響するおそれがある。
			点火装置及び消火装置の状態	(1) 点火時に異常がないこと。 (2) 給湯の停止時に速やかに消火されること又は残火がないこと。	(1) 点火時、確実に着火し、爆発的な異常音や点火不良による炎あふれがないことを目視及び傾聴で確認する。 (2) 給湯の停止時に速やかに消火されること又は残火がないことを目視で確認する。	・点火に異常がある場合、点火装置の劣化が疑われる。何度も点火を試みた結果、爆発焼損事故が起こるおそれがある。 ・消火の遅れが極端になると火傷事故に至るおそれがある。残火があると過熱から火災の原因となるおそれがある。
			燃焼状態	給湯量を最大にして、及び出湯温度を最高にして給湯した場合、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0.03パーセント以下であること。	給湯量を最大にして、かつ、出湯温度を最高にして給湯した場合、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0.03パーセント以下であることを、排ガス測定器で確認する。測定場所、測定方法などについては機器の特性に合わせて点検の手引きで指定する。 (参考) 平成20年3月31日までに製造・輸入された製品は、0.08パーセント以下であること。 平成20年4月1日以降に製造・輸入された製品は、0.03パーセント以下であること。	排ガス中の一酸化炭素濃度が規定値より高い場合、熱交換器の経年劣化(目詰まりなど)が疑われる。
			不完全燃焼防止装置の状態(構造上確認できない箇所に設置されているものを除く。)	(1) 不完全燃焼防止装置が機器に確実に固定されていること。 (2) 不完全燃焼検知窓が正常であること。	(1) 不完全燃焼防止装置が機器に確実に固定されていることを目視で確認する。 (2) 不完全燃焼検知窓が塞がっていないことを目視で確認する。	装置の位置づれや検知窓の閉塞は不完全燃焼防止装置の動作不良の原因となる。

経済産業省関係特定保守製品に関する省令 別表第二					点検内容の解説	主要な安全視点
特定保守製品の区分	型式の区分		点検基準			
	要素	区分	点検項目	点検内容		
			不正改造防止	安全装置が不正改造されていないこと。	安全装置が不正改造されていないことを目視で確認する。	立消え安全装置、不完全燃焼防止装置、過熱防止装置などの安全装置の不正改造によって安全装置が機能しなくなるおそれがある。

経済産業省関係特定保守製品に関する省令 別表第二				点検内容の解説	主要な安全視点	
特定保守製品の区分	型式の区分		点検基準			
	要素	区分	点検項目			点検内容
密閉燃焼式 ガス瞬間湯 沸器	共通の 事項	—	給排気筒先端の設置状態 (構造上確認できない箇所 に設置されているものを除 く。)	給排気筒先端が屋外に出て いること。	給排気筒先端が屋外に確実に 出ていることを目視で確 認する(波板囲いをしてある 場合は屋内とみなされる。こ のため、給排気筒先端は波 板囲いの外へ出すよう指摘 する。)	給排気筒の不具合は、不完 全燃焼(さらには一酸化炭 素による中毒事故)、火災の 原因となる。
			機器及び給排気筒先端周 辺の可燃物の有無	機器周辺又は給排気筒先端 の周辺に可燃物(建物その他 の構造物は除く。)がないこ と。	機器周辺、給排気筒先端周 辺の所定の距離内に 紙、 木材、引火性危険物、エア コンの室外機などの可燃物 がないことを目視で確認す る。また、給排気筒先端に 可燃物が絡まっていないこ とを目視で確認する。	可燃物への着火による火災 を防止するため、法令など に定められた適切な距離が 確保されている必要がある。
			機器と給排気筒の接続部 の状態(構造上確認できな い箇所に設置されているも のを除く。)	(1) 機器と給排気筒が外れ ていないこと。 (2) 機器と給排気筒の接続 部に孔あきその他の接続の 不具合がないこと。	(1) 機器と給排気筒の接続 部が止め金具などで確実に 接続されていることを目視 等で確認する。 (2) 機器と給排気筒の接続 部に孔あき、隙間などの接 続の不具合がないことを目 視等で確認する。 いずれも二重管の場合は外 側で判断する。	機器と給排気筒の接続不 具合は、屋内への排気漏れ 、給気不足から不完全燃焼 (さらには一酸化炭素による 中毒事故)、火災の原因とな る。
			機器とガス配管の接続部 の状態	機器とガス配管の接続部か らガス漏れがないこと。	機器とガス配管の接続部か らガス漏れがないことをガ ス漏れ検知器、漏洩液など で確認する(設置機器に供 給されているガス圧にて確 認する。)	ガス漏れがある場合、接続 部の部品(パッキンなど)の 劣化が疑われる。ガス漏れ が進行すると、ガス爆発、 火災の原因となる。
			機器のガス通路部	機器のガス接続口から給 水自動ガス弁までのガス通 路部のうち、弁の出口以外 の部分からガス漏れがない こと。	機器のガス接続口から給 水自動ガス弁までのガス通 路部のうち、弁の出口以外 の部分からガス漏れがない ことをガス漏れ検知器、漏 洩液などで確認する(設置 機器に供給されているガス 圧にて確認する。)	ガス漏れがある場合、接続 部の部品(パッキンなど)の 劣化が疑われる。ガス漏れ が進行すると、ガス爆発、 火災の原因となる。
			水通路部の状態	水通路部又はその接続口 から水漏れがないこと。	水通路部又はその接続口 から水漏れがないことを目 視で確認する(設置機器に 供給されている水圧にて確 認する。)	・水漏れがある場合、水通 路部又は接続部の劣化が 疑われる。 ・漏れ出た水がたまって電 気系統の劣化に影響する おそれがある。
			点火装置及び消火装置の 状態	(1) 点火時に異常がないこ と。 (2) 停止時に速やかに消火 されること又は残火がない こと。	(1) 点火時、確実に着火し 、爆発的な異常音や点火不 良による炎あふれがないこ とを目視及び傾聴で確認す る。 (2) 停止時に速やかに消火 されること又は残火がない ことを目視で確認する。	・点火に異常がある場合、 点火装置の劣化が疑われ る。何度も点火を試みた結 果、爆発焼損事故が起こる おそれがある。 ・消火の遅れが極端になると 火傷事故に至るおそれあ る。残火があると過熱から 火災の原因となるおそれあ る。
			不正改造防止	安全装置が不正改造され ていないこと。	安全装置が不正改造され ていないことを目視で確認 する。	立消え安全装置、不完全燃 焼防止装置、過熱防止装置 などの安全装置の不正改 造によって安全装置が機 能しなくなるおそれあ る。

暖房部の有無	(1) あるもの	熱媒体通路部の状態	熱媒体通路部又はその接続口から熱媒体の漏れがないこと。	機器内部及び機器の接続口より熱媒体漏れがないことを目視、触手等で確認する(暖房ポンプ運転時の状態で確認)。	・漏れがある場合、熱媒体通路部又は接続部の劣化が疑われる。 ・漏れ出た熱媒体が伝って電気系統の劣化に影響するおそれがある。
		燃焼状態	暖房部の負荷及び設定温度を最大にした上で、給湯量を最大かつ出湯温度を最高にして給湯した場合、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0.1パーセント以下であること。	暖房部の負荷及び暖房設定温度を最大にした上で、給湯量を最大かつ出湯温度を最高にして給湯した場合、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0.1パーセント以下であることを、排ガス測定器で確認する。測定場所、測定方法などについては機器の特性に合わせて点検の手引きで指定する。 (参考) 平成23年6月30日までに製造・輸入された製品は、0.2パーセント以下であること。 平成23年7月1日以降に製造・輸入された製品は、0.1パーセント以下であること。	排ガス中の一酸化炭素濃度が規定値より高い場合、熱交換器の経年劣化(目詰まり等)、給排気筒の閉塞が疑われる。
	(2) ないもの	燃焼状態	給湯量を最大かつ出湯温度を最高にして給湯した場合、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0.1パーセント以下であること。	給湯量を最大にして、かつ、出湯温度を最高にして給湯した場合、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0.1パーセント以下であることを、排ガス測定器で確認する。測定場所、測定方法などについては機器の特性に合わせて点検の手引きで指定する。 (参考) 平成20年3月31日までに製造・輸入された製品は、0.2パーセント以下であること。 平成20年4月1日以降に製造・輸入された製品は、0.1パーセント以下であること。	排ガス中の一酸化炭素濃度が規定値より高い場合、熱交換器の経年劣化(目詰まり等)、給排気筒の閉塞が疑われる。
給排気の方法	(1) 自然排気式のもの	—	—	—	—
	(2) 強制排気式のもの	機器の外観	差し込みプラグにほこりが堆積していないこと。	コンセントと差し込みプラグの隙間などにほこりが堆積していないことを目視で確認する。	トラッキングによる発火が、火災の原因となるおそれがある。
		出湯温度(出湯温度を設定できるものに限る。)	設定した出湯温度と著しく異なる水温で給湯しないこと。	出湯温度を40度に設定して出湯させ、給湯温度が安定後40度と著しく異なる水温で給湯されていないことを手による感覚で確認する(リモコンなどで自動温度制御できるもの。)	極端に熱い場合は火傷事故の原因となるおそれがある。

経済産業省関係特定保守製品に関する省令 別表第二						
特定保守製品の区分	型式の区分		点検基準		点検内容の解説	主要な安全視点
	要素	区分	点検項目	点検内容		
石油給湯機	共通の事項	-	燃焼制御装置の状態	機器への燃料供給を停止して断火させた場合、燃焼を停止すること。	油タンクの送油バルブを閉じるなどして機器への燃料の供給を停止して断火させたとき、燃焼関連装置(燃料ポンプ、送風ファンなど)が停止し、確実に消火することを目視で確認する。 消火を確認後、燃料の供給を再開したとき自動的に燃焼を再開しないことを目視で確認する。	消火しない場合、断火センサーの不具合、断火センサーと連携する燃焼制御装置(燃料ポンプ、送風ファンなどを制御する装置)の不具合が疑われる。
			排気筒又は給排気筒の先端の設置状態	排気筒又は給排気筒の先端が屋外に出ていること。	排気筒先端又は給排気筒先端が屋外に確実に出ていることを目視で確認する(波板囲いをしてある場合は屋内とみなされる。このため、排気筒先端又は給排気筒先端は波板囲いの外へ出すよう指摘する。)	排気筒又は給排気筒の不具合は、不完全燃焼(さらには一酸化炭素による中毒事故)、火災の原因となる。
			機器及び排気筒又は給排気筒先端周辺の可燃物の有無	機器周辺又は排気筒若しくは給排気筒の先端の周辺に可燃物(建物その他の構造物は除く。)がないこと。	機器周辺、排気筒先端周辺、給排気筒先端周辺の所定の距離内に紙、木材、引火性危険物、エアコンの室外機などの可燃物がないことを目視で確認する。また、排気筒先端、給排気筒先端に可燃物が絡まっていないことを目視で確認する。	可燃物への着火による火災を防止するため、法令などに定められた適切な距離が確保されている必要がある。
			機器と排気筒又は給排気筒の接続部の状態	(1) 機器と排気筒又は給排気筒が確実に接続されていること。 (2) 機器と排気筒又は給排気筒の接続部に孔あきその他の接続の不具合がないこと。	(1) 機器と排気筒又は給排気筒の接続部が止め金具などで確実に接続されていることを目視等で確認する。 (2) 機器と排気筒又は給排気筒の接続部に孔あき、隙間などの接続の不具合がないことを目視等で確認する。	機器と排気筒(給排気筒)の接続不具合は、屋内への排気漏れ、給気不足から不完全燃焼(さらには一酸化炭素による中毒事故)、火災の原因となる。
			対震自動消火装置の状態	対震自動消火装置の回路を遮断した場合、燃焼を停止すること。	対震自動消火装置の回路を遮断したとき、燃焼関連装置(燃料ポンプ、送風ファンなど)が停止し、確実に消火することを目視で確認する。 確認後は回路を元に戻す。	消火しない場合、対震自動消火装置(センサー)と連携する燃焼制御装置(燃料ポンプ、送風ファンなどを制御する装置)の不具合が疑われる。
			機器と燃料配管の接続部の状態	機器と燃料配管の接続部から燃料漏れがないこと。	油タンクからの燃料配管と機器との接続部から油漏れがないことを目視及びウエスなどで確認する。	油漏れがある場合、接続部の部品(パッキンなど)の劣化が疑われる。油漏れが進行すると火災の原因となる。
			機器の燃料通路部	機器の燃料配管から燃焼部までの燃料通路部のうち、燃料の出口以外の部分から燃料漏れがないこと。	燃料用電磁ポンプの入口側、出口側など、機器内の燃料通路部から油漏れがないことを目視及びウエスなどで確認する。	油漏れがある場合、接続部の部品(パッキンなど)の劣化が疑われる。油漏れが進行すると火災の原因となる。
			水通路部の状態	水通路部又はその接続口から水漏れがないこと。	水通路部又はその接続口から水漏れがないことを目視で確認する(設置機器に供給されている水圧にて確認する。)	・水漏れがある場合、水通路部又は接続部の劣化が疑われる。 ・漏れ出た水がつたって電気系統の劣化に影響するおそれがある。

経済産業省関係特定保守製品に関する省令 別表第二						
特定保守製品の区分	型式の区分		点検基準		点検内容の解説	主要な安全視点
	要素	区分	点検項目	点検内容		
			燃焼状態	燃焼中に火炎の拡大、逆火、目に見える煙の発生その他の燃焼に関する異常がないこと。	給湯量を最大にして、かつ、出湯温度を最高にして給湯した場合、バーナ部から機器内への火炎の出、排気筒又は給排気筒からの目に見える煙の発生、爆発燃焼、燃焼の異常音などが無いことを目視及び傾聴で確認する。	・燃焼状態に異常がある場合、熱交換器の経年劣化(目詰まりなど)、給気スリットの閉塞、排気筒又は給排気筒の閉塞が疑われる。 ・ふろがまの燃焼状態については、給湯機の燃焼状態を確認することで足りる。
			機器の外観	(1) 機器本体に損傷がないこと。 (2) 差し込みプラグにほこりが堆積していないこと。	(1)-1機器本体(電源コードを含む。)に著しい損傷がないことを目視で確認する。 (1)-2機器本体の給気スリットなどの燃焼用空気取り入れ口のつぶれ、ほこりなどによる塞がりがないことを目視で確認する。 (2) コンセントと差し込みプラグの隙間などにほこりが堆積していないことを目視で確認する。	(1)-1外観の著しい損傷は、内部部品の損傷を伴う場合がある。 (1)-2給気スリットなどのつぶれや塞がりによる給気不足は、不完全燃焼(さらには一酸化炭素による中毒事故)の原因となる。 (2)トラッキングによる発火が、火災の原因となるおそれがある。
給湯の方式	(1) 二缶二水路式のもの	空だき防止装置の状態	浴槽に水を入れないで運転した場合、燃焼しないこと。	浴槽に水がない状態で沸きあげ操作又は追い焚き操作を行ったとき、燃焼を開始しないことを目視で確認する。	燃焼を開始してしまう場合、浴槽からの水の流れを検知する空だき防止装置(センサー)の不具合、空だき防止装置と連携する燃焼制御装置(燃料ポンプ、送付ファンなどを制御する装置)の不具合が疑われる。	
	(2) その他のもの	—	—	—	—	
加熱形態による種類	(1) 瞬間形のもの	点火装置及び消火装置の状態	(1) 点火時に異常がないこと。 (2) 給湯の停止時に速やかに消火されること又は残火がないこと。	(1) 点火時、確実に着火し、爆発的な異常音がないことを目視及び傾聴で確認する。 (2) 給湯の停止時に速やかに燃焼関連装置(燃料ポンプ、送風ファンなど)が停止して確実に消火されること又は残火がないことを目視で確認する。	(1)点火に異常がある場合、点火装置の劣化が疑われる。 (2)消火の遅れが極端になると火傷事故に至るおそれがある。残火があると過熱から火災の原因となるおそれがある。	
	(2) その他のもの	—	—	—	—	

経済産業省関係特定保守製品に関する省令 別表第二						
特定保守製品の区分	型式の区分		点検基準		点検内容の解説	主要な安全視点
	要素	区分	点検項目	点検内容		
	過熱防止装置	(1) サーミスター式のもの	過熱防止装置の状態	サーミスターの抵抗値が温度に応じて適切に変動すること。	サーミスターの雰囲気温度を変化させたとき、サーミスターの抵抗値が変化することをテスターなどを用いて確認する(サーミスターの抵抗値は製造・輸入事業者から示されるものを用いる。)。確認後は回路を元に戻す。	サーミスターの抵抗値が適切に変動しない場合、過熱防止装置として適切に動作しないおそれがある。
		(2) バイメタル式のもの	過熱防止装置の状態	バイメタルスイッチの回路を遮断した場合、燃焼が停止すること。	バイメタルスイッチの端子又は配線基板のバイメタルスイッチコネクタを外すなどして回路を遮断したとき、燃焼関連装置(送風ファン、燃料ポンプなど)が停止して、確実に消火することを目視で確認する。確認後は回路を元に戻すこと。	消火しない場合、過熱防止装置と連携する燃焼制御装置(燃料ポンプ、送風ファンなどを制御する装置)の不具合が疑われる。
	給排気の方法	(1) 強制給排気式のもの	給排気筒の状態	(1) 給排気筒が外れていないこと。 (2) 給排気筒の接続部のロックが外れていないこと。 (3) 給排気筒に変形又は損傷がないこと。 (4) 給排気筒の先端がほこり、板その他の異物により閉塞していないこと。	(1) 機器から給排気筒のすべての接続部が外れていないことを目視等で確認する。 (2) 機器と給排気筒の接続部にロックがある場合は、ロックが外れていないことを目視等で確認する。 (3) 給排気筒に著しい変形又は損傷などがないことを目視で確認する。 (4) 給排気筒先端の給気部及び排気部が、ほこり、板、すすなどの異物により塞がっていないことを目視で確認する。	給排気筒の不具合は、屋内への排気漏れ、給気不足から不完全燃焼(さらには一酸化炭素による中毒事故)、火災の原因となる。
		(2) 屋外用開放式のもの	排気口の状態	排気口がほこり、板その他の異物により閉塞していないこと。	排気口がほこり、板、すすなどの異物により塞がっていないことを目視で確認する。	屋外設置なので一酸化炭素による中毒事故の原因になることは考えにくいものの、不完全燃焼、火災の原因となる。
		(3) その他のもの	排気筒の状態	(1) 排気筒が外れていないこと。 (2) 排気筒に変形や損傷がないこと。 (3) 排気筒の先端がほこりその他の異物により閉塞していないこと。	(1) 機器から排気筒のすべての接続部が外れていないことを目視等で確認する。 (2) 排気筒に著しい変形又は損傷などがないことを目視で確認する。 (3) 排気筒の先端が、ほこり、板、すすなどの異物により塞がっていないことを目視で確認する。	排気筒の不具合は、屋内への排気漏れ、不完全燃焼(さらには一酸化炭素による中毒事故)、火災の原因となる。

経済産業省関係特定保守製品に関する省令 別表第二						
特定保守製品の区分	型式の区分		点検基準		点検内容の解説	主要な安全視点
	要素	区分	点検項目	点検内容		
半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま	共通の事項	—	排気筒先端の設置状態(構造上確認できない箇所を設置されているものを除く。)	排気筒先端が屋外に出ていること。	排気筒先端が屋外に確実に出ていることを目視で確認する(波板囲いをしてある場合は屋内とみなされる。このため排気筒先端は波板囲いの外へ出すよう指摘する。)	排気筒の不具合は、不完全燃焼(さらには一酸化炭素による中毒事故)、火災の原因となる。
			機器及び排気筒先端周辺の可燃物の有無	機器周辺又は排気筒先端の周辺に可燃物(建物その他の構造物は除く。)がないこと。	機器周辺、排気筒先端周辺の所定の距離内に紙、木材、引火性危険物、エアコンの室外機などの可燃物がないことを目視で確認する。また、排気筒先端に可燃物が絡まっていないことを目視で確認する。	可燃物への着火による火災を防止するため、法令などに定められた適切な距離が確保されている必要がある。
			機器と排気筒の接続部の状態	(1) 機器と排気筒が確実に接続されていること。 (2) 機器と排気筒の接続部に孔あきその他の接続の不具合がないこと。	(1) 機器と排気筒の接続部が止め金具などで確実に接続されていることを目視等で確認する。 (2) 機器と排気筒の接続部に孔あき、隙間などの接続の不具合がないことを目視等で確認する。	機器と排気筒の接続不具合は、屋内への排気漏れ、給気不足から不完全燃焼(さらには一酸化炭素による中毒事故)、火災の原因となる。
			機器とガス配管の接続部の状態	機器とガス配管の接続部からガス漏れがないこと。	機器とガス配管の接続部からガス漏れがないことをガス漏れ検知器、漏洩液などで確認する(設置機器に供給されているガス圧にて確認する。)	ガス漏れがある場合、接続部の部品(パッキンなど)の劣化が疑われる。ガス漏れが進行すると、ガス爆発、火災の原因となる。
			機器のガス通路部	機器のガス接続口から給水自動ガス弁までのガス通路部のうち、弁の出口以外の部分からガス漏れがないこと。	機器のガス接続口から給水自動ガス弁までのガス通路部のうち、弁の出口以外の部分からガス漏れがないことをガス漏れ検知器、漏洩液などで確認する(設置機器に供給されているガス圧にて確認する。)	ガス漏れがある場合、接続部の部品(パッキンなど)の劣化が疑われる。ガス漏れが進行すると、ガス爆発、火災の原因となる。
			点火装置及び消火装置の状態	(1) 点火時に異常がないこと。 (2) 給湯の停止時に速やかに消火されること又は残火がないこと。	(1) 点火時、確実に着火し、爆発的な異常音や点火不良による炎あふれがないことを目視及び傾聴で確認する。 (2) 給湯の停止時に速やかに消火されること又は残火がないことを目視で確認する。	・点火に異常がある場合、点火装置の劣化が疑われる。何度も点火を試みた結果、爆発焼損事故が起こるおそれがある。劣化の原因の1つとして、浴室排水口のゴミ詰まりによる点火部の冠水が考えられる。 ・消火の遅れが極端になると火傷事故に至るおそれがある。残火があると過熱から火災の原因となるおそれがある。
			不正改造防止	安全装置が不正改造されていないこと。	安全装置が不正改造されていないことを目視で確認する。	立消え安全装置、不完全燃焼防止装置、過熱防止装置、空だき防止装置、排気あふれ安全装置などの安全装置の不正改造によって安全装置が機能しなくなるおそれがある。
	給排気の方法	(1) 自然排気式のもの	—	—	—	—

経済産業省関係特定保守製品に関する省令 別表第二					点検内容の解説	主要な安全視点
特定保守製品の区分	型式の区分		点検基準			
	要素	区分	点検項目	点検内容		
		(2) 強制排気式のものの	機器の外観	(1) 給気用フィルターがほこり、油その他の異物により閉塞していないこと。 (2) 差し込みプラグにほこりが堆積していないこと。	(1) 給気用フィルターがほこり、油などにより塞がっていないことを目視で確認する。 (2) コンセントと差し込みプラグの隙間などにほこりが堆積していないことを目視で確認する。	(1) 給気用フィルターが目詰まりによる給気不足は、不完全燃焼(さらには一酸化炭素による中毒事故)の原因となる。 (2) トラッキングによる発火が、火災の原因となるおそれがある。
			出湯温度(出湯温度を設定できるものに限る。)	設定した出湯温度と著しく異なる水温で給湯しないこと。	出湯温度を40度に設定して出湯させ、給湯温度が安定後40度と著しく異なる水温で給湯されていないことを手による感覚で確認する(リモコンなどで自動温度制御できるもの。)	極端に熱い場合は火傷事故の原因となるおそれがある。
	給湯部の有無	(1) あるもの	水通路部の状態	水通路部又はその接続口から水漏れがないこと。	水通路部又はその接続口から水漏れがないことを目視で確認する(設置機器に供給されている水圧にて確認する。)	・水漏れがある場合、水通路部又は接続部の劣化が疑われる。 ・漏れ出た水がつたって電気系統の劣化に影響するおそれがある。
			燃焼状態	(1) ガスバーナーの火力を最大にして燃焼した場合、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0.1パーセント以下であること。 (2) 給湯量を最大にして、及び出湯温度を最高にして給湯した場合、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0.1パーセント以下であること。	(1) ふろ側を最大燃焼させた場合、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0.1パーセント以下であることを排ガス測定器で確認する。 (2) 給湯側を最大燃焼させた場合、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0.1パーセント以下であることを排ガス測定器で確認する。 測定場所、測定方法などについては機器の特性に合わせて点検の手引きで指定する。 (参考) 平成20年3月31日までに製造・輸入された自然排気式不完全燃焼防止装置のない製品は、0.08パーセント以下であること。 平成20年3月31日までに製造・輸入された自然排気式不完全燃焼装置付き製品は、0.2パーセント以下であること。 平成20年4月1日以降に製造・輸入された製品は、0.1パーセント以下であること。	(1) 排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が規定値より高い場合、ふろがま用熱交換器の経年劣化(目詰まりなど)、給気用フィルター、排気筒の閉塞が疑われる。 (2) 排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が規定値より高い場合、給湯用熱交換器の経年劣化(目詰まりなど)、給気用フィルター、排気筒の閉塞が疑われる。

経済産業省関係特定保守製品に関する省令 別表第二					点検内容の解説	主要な安全視点
特定保守製品の区分	型式の区分		点検基準			
	要素	区分	点検項目	点検内容		
		(2) ないもの	燃焼状態	ガスバーナーの火力を最大にして燃焼した場合、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0.1パーセント以下であること。	ふろ側を最大燃焼させた場合、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0.1パーセント以下であることを排ガス測定器で測定確認する。 (参考) 平成20年3月31日までに製造・輸入された自然排気式不完全燃焼防止装置のない製品は、0.08パーセント以下であること。 平成20年3月31日までに製造・輸入された自然排気式不完全燃焼装置付き製品は、0.2パーセント以下であること。 平成20年4月1日以降に製造・輸入された製品は、0.1パーセント以下であること。	排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が規定値より高い場合、ふろがま用熱交換器の経年劣化(目詰まりなど)、給気用フィルター、排気筒の閉塞が疑われる。
	不完全燃焼を防止する機能に係る検知部の機構	(1) COセンサー式のもの	不完全燃焼防止装置の状態(構造上確認できない箇所を設置されているものを除く。)	(1) 不完全燃焼防止装置が機器に確実に固定されていること。 (2) COセンサーが使用限度を超えていないこと。	(1) 不完全燃焼防止装置が機器に確実に固定されていることを目視で確認する。 (2) COセンサーが使用時間(燃焼時間など)の限度を超えていないことを確認する。COセンサーの許容使用時間について手引きに明記し、使用許容について判断する。	装置の位置づれや、COセンサーの使用時間限度越えは、不完全燃焼防止装置の動作不良の原因となる。
		(2) その他のもの	不完全燃焼防止装置の状態(構造上確認できない箇所を設置されているものを除く。)	不完全燃焼防止装置が機器に確実に固定されていること。	不完全燃焼防止装置が機器に確実に固定されていることを目視で確認する。	装置が位置づれしていると不完全燃焼防止装置の動作不良の原因となる。

経済産業省関係特定保守製品に関する省令 別表第二						
特定保守製品の区分	型式の区分		点検基準		点検内容の解説	主要な安全視点
	要素	区分	点検項目	点検内容		
密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま	共通の事項	—	給排気筒先端の設置状態(構造上確認できない箇所に設置されているものを除く。)	給排気筒先端が屋外に出ていること。	給排気筒先端が屋外に確実に出ていることを目視で確認する(波板囲いをしてある場合は屋内とみなされる。このため給排気筒先端は波板囲いの外へ出すよう指摘する。)	給排気筒の不具合は、不完全燃焼(さらには一酸化炭素による中毒事故)、火災の原因となる。
			機器及び給排気筒先端周辺の可燃物の有無	機器周辺又は給排気筒先端の周辺に可燃物(建物その他の構造物は除く。)がないこと。	機器周辺、給排気筒先端周辺の所定の距離内に紙、木材、引火性危険物、エアコンの室外機などの可燃物がないことを目視で確認する。また、給排気筒先端に可燃物が絡まっていないことを目視で確認する。	可燃物への着火による火災を防止するため、法令などに定められた適切な距離が確保されている必要がある。
			機器と給排気筒の接続部の状態(構造上確認できない箇所に設置されているものを除く。)	(1) 給排気筒が機器から外れていないこと。 (2) 機器と給排気筒の接続部に孔あきその他の接続の不具合がないこと。	(1) 機器と給排気筒の接続部が止め金具などで確実に接続されていることを目視等で確認する。 (2) 機器と給排気筒の接続部に孔あき、隙間などの接続の不具合がないことを目視等で確認する。いずれも二重管の場合は外側で判断する。	機器と給排気筒の接続不具合は、屋内への排気漏れ、給気不足から不完全燃焼(さらには一酸化炭素による中毒事故)、火災の原因となる。
			機器とガス配管の接続部の状態	機器とガス配管の接続部からガス漏れがないこと。	機器とガス配管の接続部からガス漏れがないことをガス漏れ検知器、漏洩液などで確認する(設置機器に供給されているガス圧にて確認する。)	ガス漏れがある場合、接続部の部品(パッキンなど)の劣化が疑われる。ガス漏れが進行すると、ガス爆発、火災の原因となる。
			機器のガス通路部	機器のガス接続口から給水自動ガス弁までのガス通路部のうち、弁の出口以外の部分からガス漏れがないこと。	機器のガス接続口から給水自動ガス弁までのガス通路部のうち、弁の出口以外の部分からガス漏れがないことをガス漏れ検知器、漏洩液などで確認する(設置機器に供給されているガス圧にて確認する。)	ガス漏れがある場合、接続部の部品(パッキンなど)の劣化が疑われる。ガス漏れが進行すると、ガス爆発、火災の原因となる。
			点火装置及び消火装置の状態	(1) 点火時に異常がないこと。 (2) 給湯の停止時に速やかに消火されること又は残火がないこと。	(1) 点火時、確実に着火し、爆発的な異常音や点火不良による炎あふれがないことを目視及び傾聴で確認する。 (2) 給湯の停止時に速やかに消火されること又は残火がないことを目視で確認する。	・点火に異常がある場合、点火装置の劣化が疑われる。何度も点火を試みた結果、爆発焼損事故が起こるおそれがある。劣化の原因の1つとして、浴室排水口のゴミ詰まりによる点火部の冠水が考えられる。 ・消火の遅れが極端になると火傷事故に至るおそれがある。残火があると過熱から火災の原因となるおそれがある。
			不正改造防止	安全装置が不正改造されていないこと。	安全装置が不正改造されていないことを目視で確認する。	立消え安全装置、不完全燃焼防止装置、過熱防止装置、空だき防止装置などの安全装置の不正改造によって安全装置が機能しなくなるおそれがある。

経済産業省関係特定保守製品に関する省令 別表第二					点検内容の解説	主要な安全視点
特定保守製品の区分	型式の区分		点検基準			
	要素	区分	点検項目	点検内容		
	給排気の方法	(1) 自然給排気式のもの	—	—	—	—
		(2) 強制給排気式のもの	機器の外観	差し込みプラグにほこりが堆積していないこと。	コンセントと差し込みプラグの隙間などにほこりが堆積していないことを目視で確認する。	トラッキングによる発火が、火災の原因となるおそれがある。
			出湯温度(出湯温度を設定できるものに限る。)	設定した出湯温度と著しく異なる水温で給湯しないこと。	出湯温度を40度に設定して出湯させ、給湯温度が安定後40度と著しく異なる水温で給湯されていないことを手による感覚で確認する(リモコンなどで自動温度制御できるもの。)	極端に熱い場合は火傷事故の原因となるおそれがある。
	給湯部の有無	(1) あるもの	水通路部の状態	水通路部又はその接続口から水漏れがないこと。	水通路部又はその接続口から水漏れがないことを目視で確認する(設置機器に供給されている水圧にて確認する。)	・水漏れがある場合、水通路部又は接続部の劣化が疑われる。 ・漏れ出た水がたつたて電気系統の劣化に影響するおそれがある。
			燃焼状態	(1) ガスバーナーの火力を最大にして燃焼した場合、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0.1パーセント以下であること。 (2) 給湯量を最大にして、及び出湯温度を最高にして給湯した場合、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0.1パーセント以下であること。	(1) ふろ側を最大燃焼させた場合、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0.1パーセント以下であることを排ガス測定器で確認する。 (2) 給湯側を最大燃焼させた場合、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0.1パーセント以下であることを排ガス測定器で確認する。 測定場所、測定方法などについては機器の特性に合わせて点検の手引きで指定する。 (参考) 平成20年3月31日までに製造・輸入された製品は、0.2パーセント以下であること。 平成20年4月1日以降に製造・輸入された製品は、0.1パーセント以下であること。	(1) 排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が規定値より高い場合、ふろがま用熱交換器の経年劣化(目詰まりなど)、給排気筒の閉塞が疑われる。 (2) 排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が規定値より高い場合、給湯用熱交換器の経年劣化(目詰まりなど)、給排気筒の閉塞が疑われる。
		(2) ないもの	燃焼状態	ガスバーナーの火力を最大にして燃焼した場合、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0.1パーセント以下であること。	ふろ側を最大燃焼させた場合、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0.1パーセント以下であることを排ガス測定器で確認する。 測定場所、測定方法などについては機器の特性に合わせて点検の手引きで指定する。 (参考) 平成20年3月31日までに製造・輸入された製品は、0.2パーセント以下であること。 平成20年4月1日以降に製造・輸入された製品は、0.1パーセント以下であること。	排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が規定値より高い場合、ふろがま用熱交換器の経年劣化(目詰まりなど)、給排気筒の閉塞が疑われる。

経済産業省関係特定保守製品に関する省令 別表第二						
特定保守製品の区分	型式の区分		点検基準		点検内容の解説	主要な安全視点
	要素	区分	点検項目	点検内容		
石油ふろがま	共通の事項	-	排気筒先端の設置状態 (構造上確認できない箇所に設置されているものを除く。)	排気筒先端が屋外に出ていること。	排気筒先端が屋外に確実に出ていることを目視で確認する(波板囲いをしてある場合は屋内とみなされる。このため、排気筒先端は波板囲いの外へ出すよう指摘する。)	排気筒の不具合は、不完全燃焼(さらには一酸化炭素による中毒事故)、火災の原因となる。
			機器及び排気筒先端周辺の可燃物の有無	機器周辺又は排気筒先端の周辺に可燃物(建物その他の構造物は除く。)がないこと。	機器周辺、排気筒先端周辺の所定の距離内に紙、木材、引火性危険物、エアコンの室外機などの可燃物が無いことを目視で確認する。また、排気筒先端に可燃物が絡まっていないことを目視で確認する。	可燃物への着火による火災を防止するため、法令などに定められた適切な距離が確保されている必要がある。
			機器と排気筒の接続部の状態	(1) 機器と排気筒が確実に接続されていること。 (2) 機器と排気筒の接続部に孔あきその他の接続の不具合がないこと。	(1) 機器と排気筒の接続部が止め金具などで確実に接続されていることを目視等で確認する。 (2) 機器と排気筒の接続部に孔あき、隙間などの接続の不具合がないことを目視等で確認する。	機器と排気筒の接続不具合は、屋内への排気漏れ、給気不足から不完全燃焼(さらには一酸化炭素による中毒事故)、火災の原因となる。
			対震自動消火装置の状態	対震自動消火装置の回路を遮断した場合、燃焼を停止すること。	対震自動消火装置の回路を遮断したとき、燃焼関連装置(燃料ポンプ、送風ファンなど)が停止し、確実に消火することを目視で確認する。 確認後は回路を戻す。	消火しない場合、対震自動消火装置(センサー)と連携する燃焼制御装置(燃料ポンプ、送風ファンなどを制御する装置)の不具合が疑われる。
			機器と燃料配管の接続部の状態	機器と燃料配管の接続部から燃料漏れがないこと。	油タンクからの燃料配管と機器との接続部から油漏れがないことを目視及びウエスなどで確認する。	油漏れがある場合、接続部の部品(パッキンなど)の劣化が疑われる。油漏れが進行すると火災の原因となる。
			機器の燃料通路部	機器の燃料配管から燃焼部までの燃料通路部のうち、燃料の出口以外の部分から燃料漏れがないこと。	燃料用電磁ポンプの入口側、出口側など、機器内の燃料通路部から油漏れがないことを目視及びウエスなどで確認する。	油漏れがある場合、接続部の部品(パッキンなど)の劣化が疑われる。油漏れが進行すると火災の原因となる。
			水通路部の状態	水通路部又はその接続口から水漏れがないこと。	水通路部又はその接続口から水漏れがないことを目視で確認する(設置機器に供給されている水圧にて確認する。)	・水漏れがある場合、水通路部又は接続部の劣化が疑われる。 ・漏れ出た水がたまって電気系統の劣化に影響するおそれがある。
			燃焼状態	燃焼中に火炎の拡大、逆火、目に見える煙の発生その他の異常がないこと。	最大燃焼をさせた場合、バーナ部から機器内への火炎の出、排気筒からの目に見える煙の発生、爆発燃焼、燃焼の異常音などが無いことを目視及び傾聴で確認する。	燃焼状態に異常がある場合、熱交換器の経年劣化(目詰まりなど)、給気スリットの閉塞、排気筒の閉塞などが疑われる。

経済産業省関係特定保守製品に関する省令 別表第二						
特定保守製品の区分	型式の区分		点検基準		点検内容の解説	主要な安全視点
	要素	区分	点検項目	点検内容		
			空だき防止装置の状態	浴槽に水を入れなくて運転した場合、燃焼しないこと。	浴槽に水がない状態で沸きあげ操作又は追い焚き操作を行ったとき、燃焼を開始しないことを目視で確認する。	燃焼を開始してしまう場合、浴槽からの水の流れを検知する空だき防止装置(センサー)の不具合、空だき防止装置と連携する燃焼制御装置(燃料ポンプ、送付ファンなどを制御する装置)の不具合が疑われる。
			機器の外観	(1) 機器本体に損傷がないこと。 (2) 差し込みプラグにほこりが堆積していないこと。	(1)-1機器本体(電源コードを含む。)に著しい損傷がないことを目視で確認する。 (1)-2機器本体の給気スリットなどの燃焼用空気取り入れ口のつぶれ、ほこりなどによる塞がりがないことを目視で確認する。 (2)コンセントと差し込みプラグの隙間などにほこりが堆積していないことを目視で確認する。	(1)-1外観の著しい損傷は、内部部品の損傷を伴う場合がある。 (1)-2給気スリットなどのつぶれや塞がりによる給気不足は、不完全燃焼(さらには一酸化炭素による中毒事故)の原因となる。 (2)トラッキングによる発火が、火災の原因となるおそれがある。
燃焼方式	(1) 圧力噴霧式のもの	燃焼制御装置の状態	機器への燃料供給を停止して断火させた場合、燃焼を停止すること。	油タンクの送油バルブを閉じるなどして機器への燃料の供給を停止して断火させたとき、燃焼関連装置(燃料ポンプ、送風ファンなど)が停止し、確実に消火することを目視で確認する。 消火を確認後、燃料の供給を再開したとき自動的に燃焼を再開しないことを目視で確認する。	消火しない場合、断火センサーの不具合、断火センサーと連携する燃焼制御装置(燃料ポンプ、送風ファンなどを制御する装置)の不具合が疑われる。	
	(2) その他のもの	—	—	—	—	
給排気の方法	(1) 屋外開放式のもの	排気口の状態	排気口が板、ほこりその他の異物により閉塞していないこと。	排気口が板、ほこり、すすなどの異物により塞がっていないことを目視で確認する。	屋外設置なので一酸化炭素による中毒事故の原因になることは考えにくいものの、不完全燃焼、火災の原因となる。	
	(2) その他のもの	排気筒の状態	(1) 排気筒が機器から外れていないこと。 (2) 排気筒に変形又は損傷がないこと。 (3) 排気筒の先端が板、ほこりその他の異物により閉塞していないこと。	(1)機器から排気筒のすべての接続部が外れていないことを目視等で確認する。 (2)排気筒に著しい変形又は損傷がないことを目視で確認する。 (3)排気筒の先端が板、ほこり、すすなどの異物により塞がっていないことを目視で確認する。	排気筒の不具合は、屋内への排気漏れ、不完全燃焼(さらには一酸化炭素による中毒事故)、火災の原因となる。	

経済産業省関係特定保守製品に関する省令 別表第二						
特定保守製品の区分	型式の区分		点検基準		点検内容の解説	主要な安全視点
	要素	区分	点検項目	点検内容		
ビルトイン式電気食器洗機	共通の事項	-	設置状態	(1) 機器固定用金具を有するものにあつては、機器固定用金具の変形がないこと。 (2) 固定ねじの緩みがないこと。	機器固定用金具に変形がないことを目視で確認する。また、固定ねじの緩みがないことをドライバーなどで確認する。	経年劣化や環境ストレスによる固定用金具の変形や破損、固定ねじの緩みは、機器の転倒などの事故の原因となる。
			本体外装	熱による著しい変形、変色又は損傷がないこと。	本体外装に熱による著しい変形、変色又は損傷がないことを目視で確認する。	内部からの異常発熱は、発煙、発火の原因となるおそれがある。
			本体内部(水槽)	熱による著しい変形、変色又は損傷がないこと。	本体内部の水槽に熱による著しい変形、変色又は損傷がないことを目視で確認する。	異常発熱は、発煙、発火の原因となるおそれがある。
			電源接続部及び接地	(1) 電源接続部に变形、変色、損傷、腐食又はほこりの堆積がないこと。 (2) 電源電線を有するものにあつては、電源電線の被覆に損傷がないこと。 (3) 電源電線を有するものにあつては、差し込みプラグにほこりが堆積していないこと。 (4) アース線がアース端子に確実に接続されていること。	・電源接続部に变形、変色、損傷、腐食又はほこりの堆積がないことを目視で確認する。 ・電源電線を有するものにあつては、電源電線の被覆に損傷がないことを目視で確認する。 ・電源電線を有するものにあつては、差し込みプラグにほこりが堆積していないことを目視で確認する。 ・アース線がアース端子に確実に接続されていることを目視及び触手で確認する(二重絶縁構造の場合は、その旨のマークがあれば対象外とする。)	・電源接続部の異常発熱やトラッキング、電源電線の被覆の損傷、差し込みプラグ部分のトラッキングは、発煙、発火の原因となるおそれがある。 ・機器のアースが確保されていないと、感電事故に至るおそれがある。
			機械室	(1) 機械室に著しいほこりその他の異物の混入がないこと。 (2) 電気部品、回路基板、内部配線又は充電部に水漏れ跡がないこと。	機械室に著しいほこりなどの異物が混入していないことを目視で確認する。また、電気部品、回路基板、内部配線又は充電部に水漏れ跡がないことを目視で確認する。	・機械室でのトラッキングは、発煙、発火、感電の原因となるおそれがある。 ・機械室に漏れ出た水がつたつて、電気系統の劣化に影響するおそれがある。
			電源スイッチ部	電源スイッチの接続部に变形又は変色がないこと。	電源スイッチの接続部に变形又は変色がないことを目視で確認する。	電源スイッチの接続部の異常発熱は、発煙、発火の原因となるおそれがある。
			ヒーター部(構造上確認できない箇所に設置されているものを除く。)	ヒーター接続部に变形又は変色がないこと。	ヒーター接続部に变形又は変色がないことを目視で確認する。	ヒーター接続部の異常発熱や腐食は、発煙、発火の原因となるおそれがある。 (「構造上確認できない箇所」とは、点検するために破壊を伴う、又は破壊の危険性がある構造(ポッティング加工など)となっている箇所。)

経済産業省関係特定保守製品に関する省令 別表第二						
特定保守製品の区分	型式の区分		点検基準		点検内容の解説	主要な安全視点
	要素	区分	点検項目	点検内容		
			モーター部(構造上確認できない箇所に設置されているものを除く。)	(1) モーター接続部に变形又は変色がないこと。 (2) モーターの回転に異常がないこと。	モーター接続部に变形又は変色がないことを目視で確認する。また、試運転時に異常な回転音がないことを傾聴で確認する。	・モーター接続部の異常発熱やリード線の被覆の損傷は、出口部絶縁劣化の原因となるおそれがある。 ・モーターの軸受け劣化は、異常発熱、さらには発煙、発火の原因となる。 (「構造上確認できない箇所」とは、点検するために破壊を伴う、又は破壊の危険性がある構造(ポッティング加工など)となっている箇所。)
			回路基板(構造上確認できない箇所に設置されているものを除く。)	回路基板に著しい変色がないこと。	回路基板に著しい変色がないことを目視で確認する。	回路基板の接触不良による異常発熱は、発煙、発火の原因となるおそれがある。 (「構造上確認できない箇所」とは、点検するために破壊を伴う、又は破壊の危険性がある構造(ポッティング加工など)となっている箇所。)
			内部配線	(1) 配線の結束部の外れがないこと。 (2) 配線の被覆に損傷がないこと。 (3) 配線の屈曲部に変色又は損傷がないこと。 (4) 接続コネクタに変形又は変色がないこと。	内部配線の結束部の外れ、配線被覆の損傷、屈曲部の変色又は損傷、接続コネクタに変形又は変色がないことを目視で確認する。	・内部配線が振動などにより結束部が外れてさらに振動しやすい状態になると、発煙、発火につながる危険性が增大する。 ・配線のストレスを示す被覆の損傷や、屈曲部や接続コネクタの異常発熱は、発煙、発火の原因となるおそれがある。
			絶縁抵抗試験	絶縁抵抗値が1メガオーム(二重絶縁構造のものにあっては3メガオーム)以上であること。	絶縁抵抗計により測定し、絶縁抵抗値が1メガオーム(二重絶縁構造のものにあっては3メガオーム)以上であることを確認する。	絶縁抵抗値が十分でないと、感電事故に至るおそれがある。

経済産業省関係特定保守製品に関する省令 別表第二						
特定保守製品の区分	型式の区分		点検基準		点検内容の解説	主要な安全視点
	要素	区分	点検項目	点検内容		
密閉燃焼式石油温風暖房機	共通の事項	-	排気筒外れ検知装置の状態	排気筒外れ検知装置を動作させた場合、燃焼が継続しないこと。	排気筒外れ検知装置のリード線を外したとき、燃焼関連装置(燃料ポンプ、送風ファンなど)が停止し、確実に消火することを目視で確認する。	消火しない場合、排気筒外れ検知装置(センサー)の不具合、センサーと連携する燃焼制御装置(燃料ポンプ、送風ファンなどを制御する装置)の不具合が疑われる。
			燃焼制御装置の状態	機器への燃料供給を停止して断火させた場合、燃焼を停止すること。	油タンクの送油バルブを閉じるなどして機器への燃料の供給を停止して断火させたとき、燃焼関連装置(燃料ポンプ、送風ファンなど)が停止し、確実に消火することを目視で確認する。 消火を確認後、燃料の供給を再開したとき自動的に燃焼を再開しないことを目視で確認する。	消火しない場合、断火センサーの不具合、断火センサーと連携する燃焼制御装置(燃料ポンプ、送風ファンなどを制御する装置)の不具合が疑われる。
			給排気筒先端の設置状態(構造上確認できない箇所に設置されているものを除く。)	給排気筒先端が屋外に出ていること。	給排気筒先端が屋外に確実に出ていることを目視で確認する(波板囲いをしてある場合は屋内とみなされる。このため、給排気筒先端は波板囲いの外へ出すよう指摘する。)	給排気筒の不具合は、不完全燃焼(さらには一酸化炭素による中毒事故)、火災の原因となる。
			機器と給排気筒の接続部の状態	(1) 機器と給排気筒が確実に接続されていること。 (2) 機器と給排気筒の接続部に孔あきその他の接続の不具合がないこと。	(1) 機器と給排気筒の接続部が止め金具などで確実に接続されていることを目視等で確認する。 (2) 機器と給排気筒の接続部に孔あき、隙間などの接続の不具合がないことを目視等で確認する。	機器と給排気筒の接続不具合は、屋内への排気漏れ、給気不足から不完全燃焼(さらには一酸化炭素による中毒事故)、火災の原因となる。
			吸込口と吹出口の一酸化炭素濃度差の確認	機器の温風吸込口から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度と吹出口から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度に差がないこと。	燃焼開始前に室内の一酸化炭素濃度を測定器で測定したのち、設定温度を最高にした状態で燃焼させて、温風吸込口及び温風吹出口の一酸化炭素濃度を測定器で測定し、温風吸込口と温風吹出口との差が計測器の器差範囲内であること、燃焼開始前の一酸化炭素濃度と明らかな差がないことを確認する。	・温風吸込口より温風吹出口の一酸化炭素濃度が明らかに高い場合、戸外に排出されるべき排ガスの室内への漏れが疑われる。 ・燃焼前に測定した一酸化炭素濃度と、燃焼時に測定した2つの測定値に明らかな差がある場合、排ガスの室内への漏れが疑われる。
			対震自動消火装置の状態	対震自動消火装置の回路を遮断した場合、燃焼を停止すること。	対震自動消火装置の回路を遮断したとき、燃焼関連装置(燃料ポンプ、送風ファンなど)が停止し、確実に消火することを目視で確認する。 確認後は回路を戻す。	消火しない場合、対震自動消火装置(センサー)と連携する燃焼制御装置(燃料ポンプ、送風ファンなどを制御する装置)の不具合が疑われる。
			機器と燃料配管の接続部の状態	機器と燃料配管との接続部から燃料漏れがないこと。	油タンクからの燃料配管と機器との接続部から油漏れがないことを目視及びウエスなどで確認する。	油漏れがある場合、接続部の部品(パッキンなど)の劣化が疑われる。油漏れが進行すると火災の原因となる。
			機器の燃料通路部	(1) 機器の燃料配管から燃焼部までの燃料通路部のうち、燃料の出口以外の部分から燃料漏れがないこと。 (2) 置台に油のにじみがないこと。	(1) 燃料用電磁ポンプ又は定油面装置の入口側、出口側など、機器内の燃料通路部から油漏れがないことを目視及びウエスなどで確認する。 (2) 置台に油のにじみ(油のたまりを含む。)がないことを目視及びウエスなどで確認する。	油漏れがある場合、接続部の部品(パッキンなど)の劣化が疑われる。油漏れが進行すると火災の原因となる。

経済産業省関係特定保守製品に関する省令 別表第二						
特定保守製品の区分	型式の区分		点検基準		点検内容の解説	主要な安全視点
	要素	区分	点検項目	点検内容		
			燃焼状態	燃焼中に火炎の拡大、逆火、目に見える煙の発生その他の異常がないこと。	設定温度を最高にした状態で燃焼させた場合、バーナ部から機器内への火炎の出、給排気筒からの目に見える煙の発生、爆発燃焼、燃焼の異常音などが無いことを目視及び傾聴で確認する。	燃焼状態に異常がある場合、熱交換器の経年劣化(目詰まりなど)、給排気筒の閉塞が疑われる。
			機器の外観	(1) 機器本体に損傷がないこと。 (2) 差し込みプラグにほこりが堆積していないこと。	(1) 機器本体(電源コードを含む。)に著しい損傷がないことを目視で確認する。 (2) コンセントと差し込みプラグの隙間などにほこりが堆積していないことを目視で確認する。	(1) 外観の著しい損傷は、内部部品の損傷を伴う場合がある。 (2) トラッキングによる発火が、火災の原因となるおそれがある。
			給排気筒の状態	(1) 給排気筒が外れていないこと。 (2) 給排気筒の接続部のロックが外れていないこと。 (3) 給排気筒に変形又は損傷がないこと。 (4) 給排気筒の先端が板、ほこりその他の異物により閉塞していないこと。 (5) 排気口キャップがあるものにあつては、外れていないこと。	(1) 機器から給排気筒のすべての接続部が外れていないことを目視等で確認する。 (2) 機器から給排気筒の接続部にロックがある場合は、ロックが外れていないことを目視等で確認する。 (3) 給排気筒に著しい変形又は損傷などが無いことを目視で確認する。 (4) 給排気筒先端の給気部及び排気部が、板、ほこり、すすなどの異物により塞がっていないことを目視で確認する。 (5) 排気口キャップがある場合は、外れていないことを目視で確認する。	給排気筒の不具合は、屋内への排気漏れ、給気不足から不完全燃焼(さらには一酸化炭素による中毒事故)、火災の原因となる。
燃焼用二次空気管の有無	(1) あるもの	燃焼用二次空気管の状態	(1) 脱落していないこと。 (2) 亀裂又は孔あきが生じていないこと。	(1) 燃焼用二次空気管が脱落していないこと、又は緩んでいないことを、目視及び触手で確認する。 (2) 燃焼用二次空気管に亀裂又は孔あきがないことを目視で確認する。	給気用管の不具合は、給気不足から不完全燃焼(さらには一酸化炭素による中毒事故)の原因となる。	
	(2) ないもの	—	—	—	—	
過熱防止装置	(1) サーミスター式のもの	過熱防止装置の状態	サーミスターの抵抗値が温度に応じて適切に変動すること。	サーミスターの雰囲気温度を変化させたとき、サーミスターの抵抗値が変化することをテスターなどを用いて確認する(サーミスターの抵抗値は製造・輸入事業者から示されるものを用いること。) 確認後は回路を元に戻す。	サーミスターの抵抗値が適切に変動しない場合、過熱防止装置として適切に動作しないおそれがある。	
	(2) バイメタル式のもの	過熱防止装置の状態	バイメタルスイッチの回路を遮断した場合、燃焼が停止すること。	バイメタルスイッチの端子又は配線基板のバイメタルスイッチコネクタを外すなどして回路を遮断したとき、燃焼関連装置(送風ファン、燃料ポンプなど)が停止して、確実に消火することを目視で確認する。 確認後は回路を元に戻す。	消火しない場合、過熱防止装置と連携する燃焼制御装置(燃料ポンプ、送風ファンなどを制御する装置)の不具合が疑われる。	

経済産業省関係特定保守製品に関する省令 別表第二						
特定保守製品の区分	型式の区分		点検基準		点検内容の解説	主要な安全視点
	要素	区分	点検項目	点検内容		
浴室用電気乾燥機	共通の事項	—	設置状態	(1) 機器固定用金具を有するものにあつては、機器固定用金具の変形がないこと。 (2) 固定ねじの緩みがないこと。	機器固定用金具に変形がないことを目視で確認する。また、固定ねじの緩みがないことをドライバーなどで確認する。	経年劣化や環境ストレスによる固定用金具の変形や破損、固定ねじの緩みは、機器の落下などの事故の原因となる。
			本体外装	熱による著しい変形、変色又は損傷がないこと。	本体外装に熱による著しい変形、変色又は損傷がないことを目視で確認する。	内部からの異常発熱は、発煙、発火の原因となるおそれがある。
			本体内部	本体内部に著しいほこりその他の異物の混入がないこと。	本体内部に著しいほこりなどの異物の混入がないことを目視で確認する。	本体内部でのトラッキングは、発煙、発火の原因となるおそれがある。
			ヒーター部(構造上確認できない箇所に設置されているものを除く。)	ヒーター接続部に変形又は変色がないこと。	ヒーター接続部に変形又は変色がないことを目視で確認する。	ヒーター接続部の異常発熱や腐食は、発煙、発火の原因となるおそれがある。 (「構造上確認できない箇所」とは、点検するために破壊を伴う、又は破壊の危険性がある構造(ポッティング加工など)となっている箇所。)
			モーター部(構造上確認できない箇所に設置されているものを除く。)	(1) モーター接続部に変形又は変色がないこと。 (2) モーターの回転に異常がないこと。	モーター接続部に変形又は変色がないことを目視で確認する。また、運転時に異常な回転音が無いことを傾聴で確認する。	・モーター接続部の異常発熱やリード線の被覆の損傷は、出口部絶縁劣化の原因となるおそれがある。 ・モーターの軸受け劣化は、異常発熱、さらには発煙、発火の原因となる。 (「構造上確認できない箇所」とは、点検するために破壊を伴う、又は破壊の危険性がある構造(ポッティング加工など)となっている箇所。)
			回路基板(構造上確認できない箇所に設置されているものを除く。)	回路基板に著しい変色がないこと。	回路基板に著しい変色がないことを目視で確認する。	回路基板の接触不良による異常発熱は、発煙、発火の原因となるおそれがある。 (「構造上確認できない箇所」とは、点検するために破壊を伴う、又は破壊の危険性がある構造(ポッティング加工など)となっている箇所。)

経済産業省関係特定保守製品に関する省令 別表第二					点検内容の解説	主要な安全視点
特定保守製品の区分	型式の区分		点検基準			
	要素	区分	点検項目	点検内容		
			内部配線	(1) 配線の結束部の外れがないこと。 (2) 配線の被覆に損傷がないこと。 (3) 接続コネクタに変形又は変色がないこと。	内部配線の結束部の外れ、配線被覆の損傷、接続コネクタに変形又は変色がないことを目視で確認する。	・内部配線が振動などにより結束部が外れてさらに振動しやすい状態になると、発煙、発火につながる危険性が増大する。 ・配線のストレスを示す被覆の損傷や接続コネクタの異常発熱は、発煙、発火の原因となるおそれがある。
			絶縁抵抗試験	絶縁抵抗値が1メガオーム(二重絶縁構造のものにあっては3メガオーム)以上であること。	絶縁抵抗計により測定し、絶縁抵抗値が1メガオーム(二重絶縁構造のものにあっては3メガオーム)以上であることを確認する。	絶縁抵抗値が十分でないと、感電事故に至るおそれがある。
	電源電線の有無	(1) あるもの	電源接続部及び接地(構造上確認できない箇所に設置されているものは除く。)	(1) 電源接続部に変形、変色、損傷、腐食又はほこりの堆積がないこと。 (2) 電源電線と屋内配線との接続部に変形、変色、腐食、ほこりの堆積がなく、又は緩みがないこと。 (3) 電源電線の被覆に損傷がないこと。 (4) アース線がアース端子に確実に接続されていること。	(1) 電源接続部に変形、変色、損傷、腐食又はほこりの堆積がないことを目視で確認する。 (2) 電源電線と屋内配線との接続部に変形、変色、腐食、ほこりの堆積がなく、又は緩みがないことを目視及び触手で確認する。 (3) 電源電線の被覆に損傷がないことを目視で確認する。 (4) アース線がアース端子に確実に接続されていることを目視及び触手で確認する(二重絶縁構造の場合は、その旨のマークがあれば対象外とする。)	・電源接続部の異常発熱やトラッキング、電源電線と屋内配線との接続部の異常発熱やトラッキング、電源電線の被覆の損傷は、発煙、発火の原因となるおそれがある。 ・機器のアースが確保されていないと、感電事故に至るおそれがある。 (「構造上確認できない箇所」とは、点検するために破壊を伴う、又は破壊の危険性がある構造(壁の中に接続部があるなど)となっている箇所。)
		(2) ないもの	電源接続部及び接地	(1) 電源接続部に変形、変色、損傷、腐食又はほこりの堆積がないこと。 (2) アース線がアース端子に確実に接続されていること。	(1) 電源接続部に変形、変色、損傷、腐食又はほこりの堆積がないことを目視で確認する。 (2) アース線がアース端子に確実に接続されていることを目視及び触手で確認する(二重絶縁構造の場合は、その旨のマークがあれば対象外とする。)	・電源接続部の異常発熱やトラッキングは、発煙、発火の原因となるおそれがある。 ・機器のアースが確保されていないと、感電事故に至るおそれがある。